

騒音性難聴担当医アンケート報告

■ 調査概要

【目的】 「騒音性難聴担当医」の活動状況並びに会員の認知度を調査し、騒音性難聴担当医の果たしている役割、問題点等を再確認するとともに、今後の活動を検討するための資料とする

【対象】 日耳鼻会員

【期間】 2023 年11月28日から12月 6 日

【方法】 インターネット調査：メールにて依頼し、Google Forms で回答

【質問構成】 セクション 1：会員情報

セクション 2：Japan Hearing Visionについて

セクション 3：資格

セクション 4-1：非騒音性難聴担当医への質問

セクション 4-2：騒音性難聴担当医への質問

【回答数】 1270。11月19日現在の日耳鼻会員数が11,309なので、約11.2%の回答率だった。

総括

○回答数は1270.日耳鼻会員すべてを対象としたので回答率は約11.2%

○騒音性難聴担当医の回答（367件：28.9%）・・・担当医（1005名）の36.5%から回答あり
騒音作業従事労働者の健康管理を請け負っていると回答したのは13.7%（50件）
一般健康診断で所見ありとなった労働者を受け入れたのは61.7%（225件）
特殊健康診断で所見ありとなった労働者を受け入れたのは25.8%（94件）
騒音性難聴担当医としての業務を時々、または常時行っているのは13.9%（50件）
騒音性難聴担当医の資格が役に立っている（時々、大いに含めて）と回答したのは29.4%（99件）
労働者を騒音性難聴から守ることは耳鼻咽喉科医の重要な責務である
今後担当医の業務に携わる会員がさらに増えることを期待している

○騒音性難聴非担当医の回答（903件：71.1%）
騒音性難聴担当医認定のための講習会に参加したいとの回答が33.3%（300件）
騒音性難聴担当医をもっと増やすべきとの回答が36.9%（332件）
講習会が平日に行われる為に参加しずらく、Web開催を望んでいる声が多かった
（担当医からもWeb開催を望む声あり）
検討すべき課題と考える

○「騒音性難聴」とすると産業保健・労災というイメージになってしまうが、音響外傷やヘッドホン難聴も含んだ担当医という方向に改変できないか、というご意見があり、傾聴に値すると考えた

小括

【セクション 1：会員情報】

- ・年齢構成：日耳鼻調査委員会令和4年12月実施の全国調査による耳鼻咽喉科医の年齢構成と比較すると40歳未満、70歳以上の回答率は少なく、50代・60代は高い回答率だった。
- ・性別：男性76.4%、女性23.6%だった。回答の男女比は日耳鼻全国調査の男女比に近似した結果だった。
- ・主な勤務場所では診療所の医師の回答比率がやや多かった
- ・勤務先の所在地では各地域からほぼ満遍なく回答があった。

【セクション 2：Japan Hearing Visionについて】

難聴対策推進議員連盟が提唱したJapan Hearing Vision に沿って政府の取り組みが進んでいることに対する認知度は36.2%と低かった。難聴対策推進議員連盟の発足が2019年4月で、6月に政府に対し要望活動を行い、2020年から政府の活動が始まった。まだ日が浅いためやむを得ない面もあるが、Japan Hearing Vision には「騒音等による難聴の予防」も明記されている。今後会員に対して積極的にJapan Hearing Visionの啓発活動を行う必要があると考えた。

【セクション 3：資格】

日本医師会認定産業医の資格を有する耳鼻科医は回答者の10%（167名）であった。

日耳鼻HPに掲載されている騒音性難聴担当医数は1,005名で、日耳鼻の会員数11,309の約9%である。1270の回答数のうち担当医の回答数は28.9%で、担当医からの回答比率が高かった。

【セクション 4-1：騒音性難聴非担当医への質問】

騒音性難聴担当医制度があるのを知っているが38.1%だが、職務内容をある程度以上知っているのは14.6%に過ぎなかった。33.3%は騒音性難聴担当医のための講習会に参加したいと回答しており、関心度は決して低くないと考えられる。騒音性難聴担当医をもっと増やすべきとの回答が36.9%（332件）講習会が平日に行われる為に参加しずらく、Web開催を望んでいる声が多かった

【セクション 4-2：騒音性難聴担当医への質問】

○地域産業保健センターへの登録していると回答したのは24%であった。日耳鼻HPに登録された担当医のセンターへの登録割合は68%であるので、明らかに少ない数字である。この結果については検証する必要があると考えた。

○一般健康診断で所見ありとなった為受診した割合は61.7%で、特殊健康診断で所見ありとなって受診した割合は25.8%であった。

○騒音作業従事労働者の健康管理を請け負っている担当医数は、①産業医として：21、②地域産業保健センターからの依頼：8、③産業医からの依頼：13、④施設から直接：22だった。①～④を重複して請け負っている担当医もおられる。全体で50名の担当医が請け負っている。

○地域産業保健センターから騒音障害について相談を受けた担当医数：22だった。

○個別訪問を行っている担当医数は、①産業医として：28、②地域産業保健センターからの依頼：4、③産業医からの依頼：1、④施設から直接：5だった。

○騒音性難聴担当医としての業務を時々、または常時行っている担当医は13.9%であった。

○騒音性難聴担当医の資格が役に立っていると回答したのは29.4%であった。

○健康管理上の指導内容について気を付けていること：76件のご意見

○就業上の措置・配慮の決定 について意見を付す際に気を付けていること：45件のご意見

【セクション 4-3：騒音性難聴担当医および非担当医両者への質問】

騒音性難聴担当医認定のための講習会の定員と担当医の数について、いずれも非担当医の方が増やすことに肯定的な意見が多かった。

【自由記載】

非担当医から：49件中28件が参加に前向きな意見であった。平日の講習会でなく受講しやすいオンラインでの受講を求める意見が多数見られた。

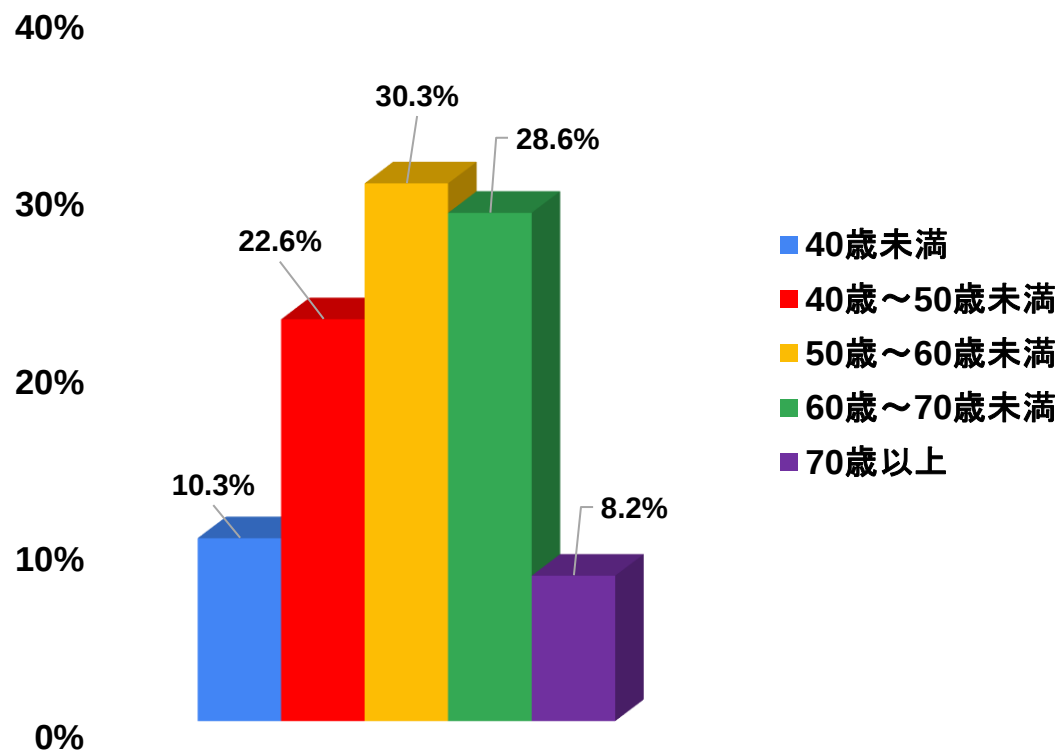
担当医から：騒音性難聴担当医の資格を取ったが有効に活用できていないことのジレンマ、活用されるために日耳鼻に対する期待の意見が多くみられた。

平日の講習会でなく受講しやすいオンラインでの受講を求める意見が担当医からもあった。

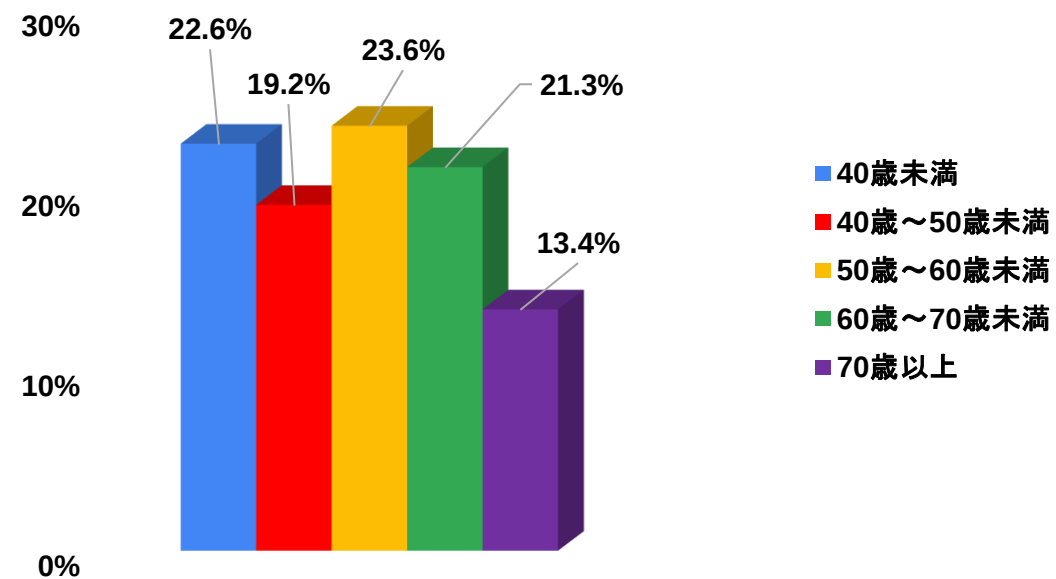
「騒音性難聴」とすると産業保健・労災というイメージになってしまうが、音響外傷やヘッドフォン難聴も含んだ担当医という方向に改変できないか、というご意見は傾聴に値すると考えた。

1. 会員情報

① 年齢

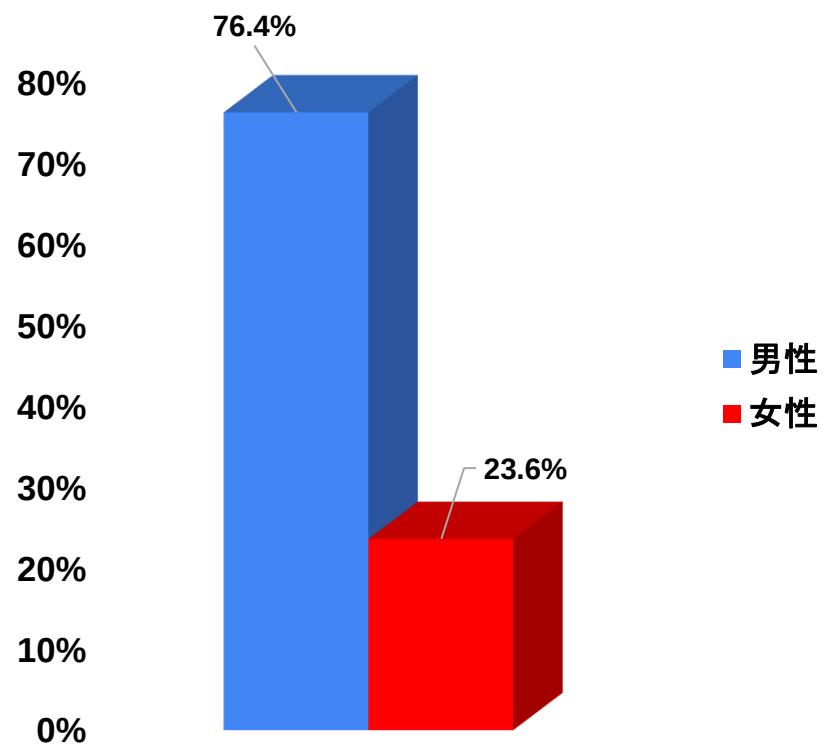


日耳鼻会員年齢構成
(令和4年実施日耳鼻全国調査より)

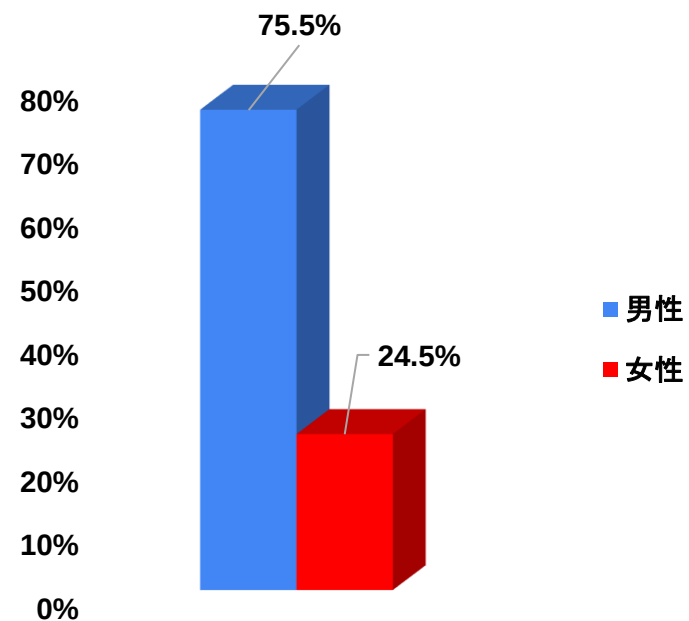


1. 会員情報

②性別

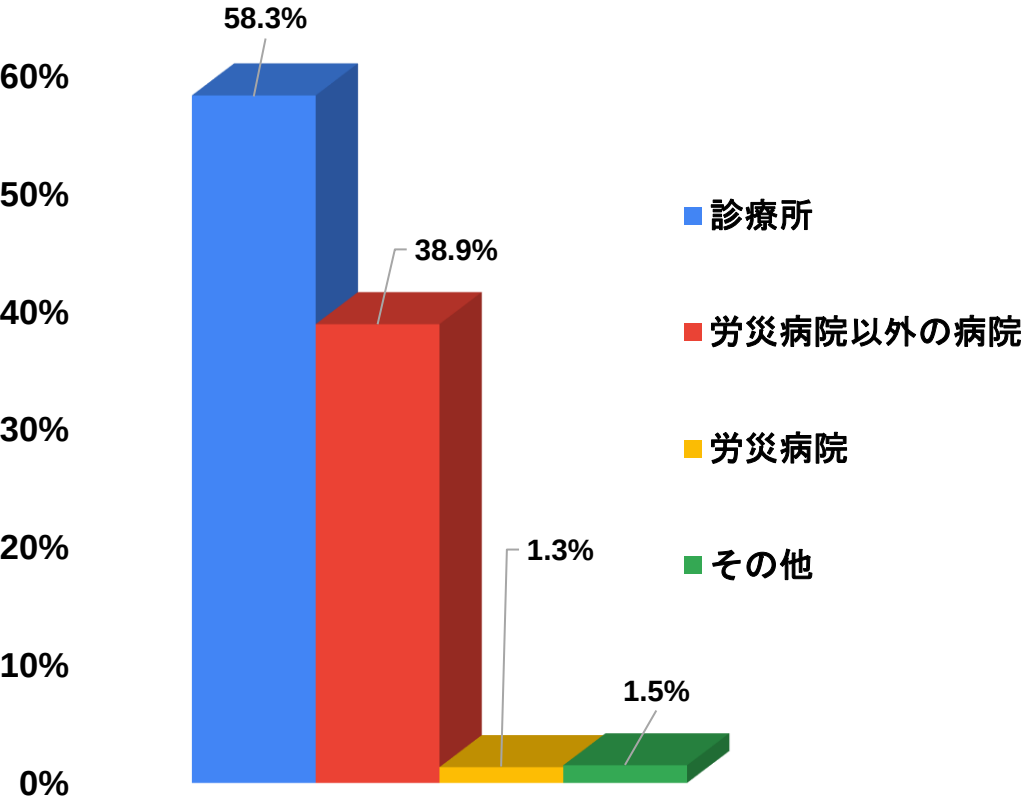


日耳鼻会員性別
(令和4年実施日耳鼻全国調査より)



1. 会員情報

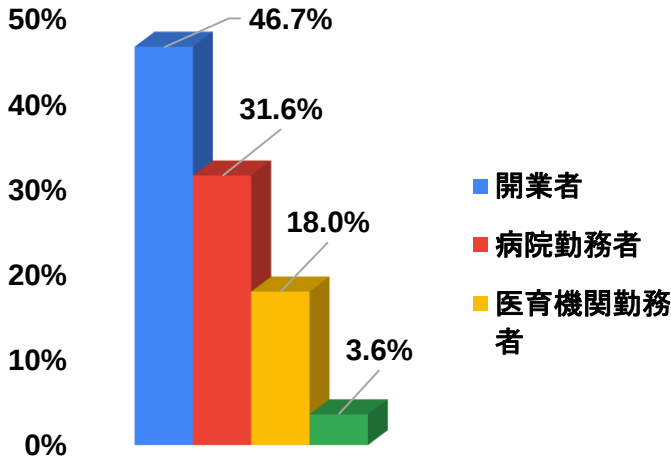
③ 主な勤務場所



その他の内訳

フリーランス
医育機関
医療系大学
一般病院
休業中
健診センター
健診機関
現在、休職中です。
現在、退職
産業医
支払基金
専属産業医をしている企業
大学
大学
大学
大学
大学
定年につき常勤医では無くなった
労働局労災協力医

日耳鼻会員勤務の状況
(令和4年実施日耳鼻全国調査より)



1.会員情報

④勤務先の所在地

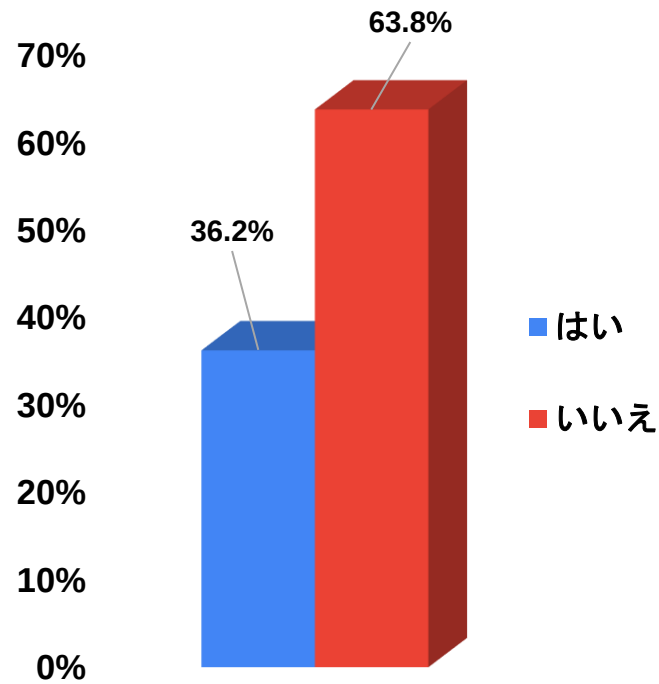
01北海道	49	11埼玉県	44	21岐阜県	15	31鳥取県	10	41佐賀県	7
02青森県	10	12千葉県	38	22静岡県	36	32島根県	8	42長崎県	12
03岩手県	8	13東京都	183	23愛知県	65	33岡山県	26	43熊本県	25
04宮城県	24	14神奈川県	59	24三重県	23	34広島県	32	44大分県	8
05秋田県	13	15新潟県	30	25滋賀県	25	35山口県	11	45宮崎県	13
06山形県	21	16富山県	12	26京都府	40	36徳島県	9	46鹿児島県	15
07福島県	12	17石川県	15	27大阪府	92	37香川県	18	47沖縄県	10
08茨城県	24	18福井県	10	28兵庫県	58	38愛媛県	11	計	1270
09栃木県	16	19山梨県	11	29奈良県	21	39高知県	10		
10群馬県	17	20長野県	14	30和歌山県	12	40福岡県	48		

地域別回答率（令和４年実施日耳鼻全国調査による地域別日耳鼻会員数に対する率）

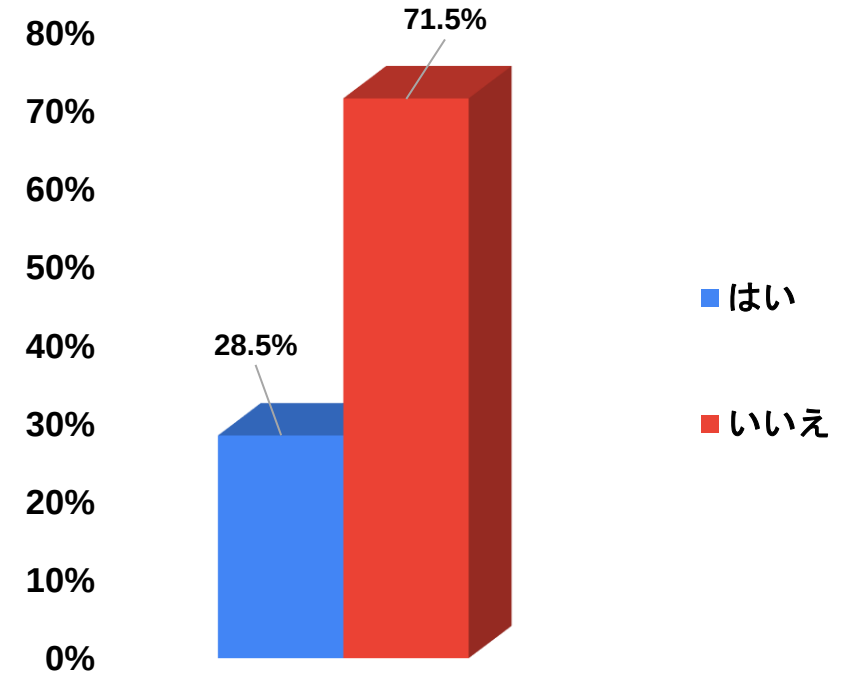
01北海道	11.2%	11埼玉県	9.9%	21岐阜県	8.9%	31鳥取県	15.4%	41佐賀県	10.9%
02青森県	11.1%	12千葉県	9.8%	22静岡県	12.9%	32島根県	19.5%	42長崎県	11.0%
03岩手県	11.8%	13東京都	9.9%	23愛知県	9.2%	33岡山県	13.5%	43熊本県	19.2%
04宮城県	11.8%	14神奈川県	7.8%	24三重県	19.0%	34広島県	12.7%	44大分県	10.5%
05秋田県	18.1%	15新潟県	18.4%	25滋賀県	19.2%	35山口県	10.0%	45宮崎県	14.4%
06山形県	22.1%	16富山県	13.6%	26京都府	12.0%	36徳島県	10.7%	46鹿児島県	12.9%
07福島県	10.0%	17石川県	11.9%	27大阪府	9.5%	37香川県	18.4%	47沖縄県	9.3%
08茨城県	14.9%	18福井県	11.2%	28兵庫県	11.6%	38愛媛県	8.0%		
09栃木県	11.1%	19山梨県	13.8%	29奈良県	14.2%	39高知県	16.1%		
10群馬県	13.9%	20長野県	11.5%	30和歌山県	12.9%	40福岡県	10.1%		

2.Japan Hearing Visionについて

①難聴者が誰一人取り残されず、生き生きと心豊かに暮らすことのできる社会の実現に向けて難聴対策推進議員連盟が提言「Japan Hearing Vision」をまとめ、これに沿って2020年より政府の取り組みが進んでいることを知っていますか。（回答数1269）

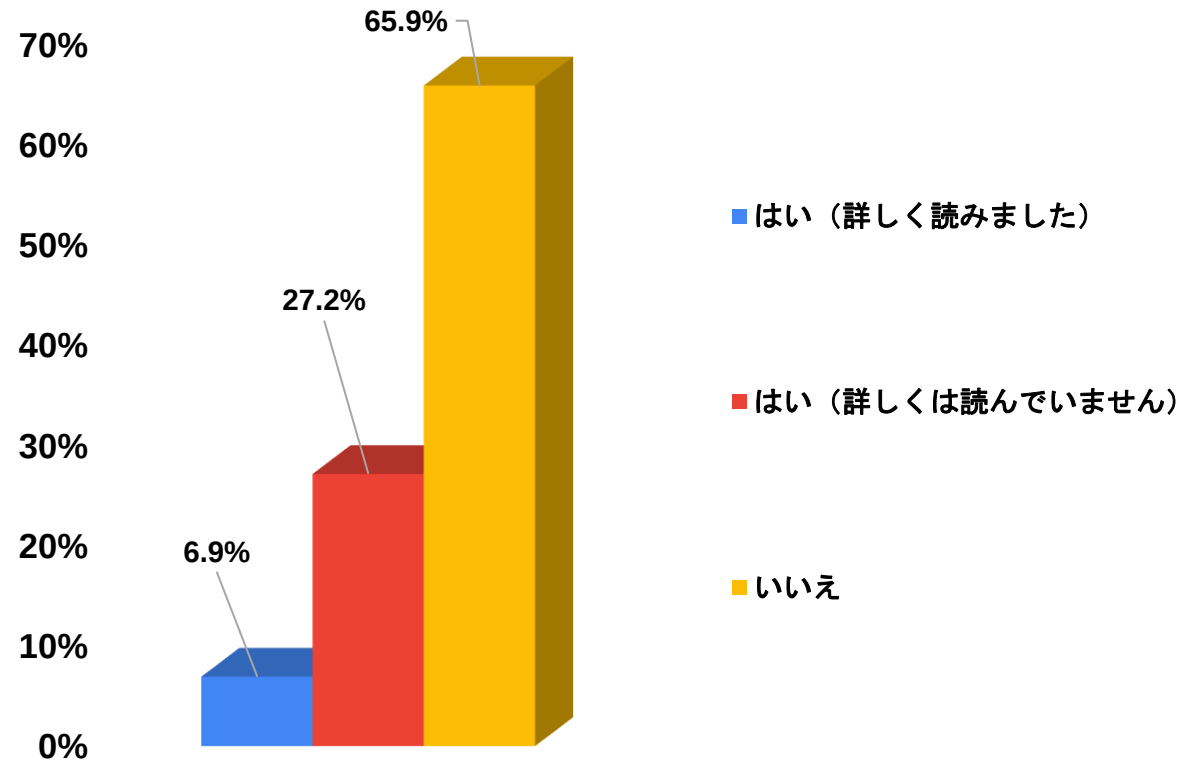


②Japan Hearing Visionの 成人期、老年期における難聴対策に「騒音等による難聴の予防」が盛り込まれていることを知っていますか。（回答数1264）



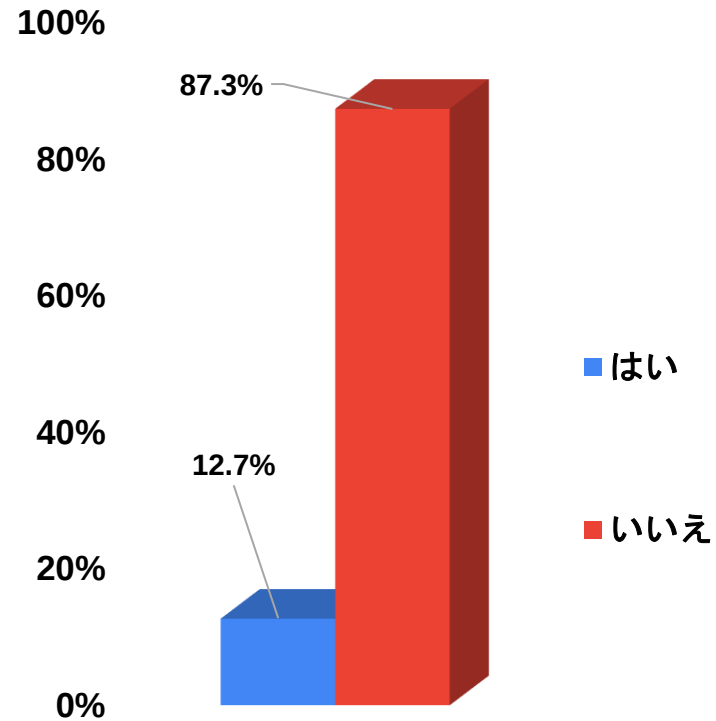
2.Japan Hearing Visionについて

- ③日耳鼻HPにJapan Hearing Vision について詳しい記載があることをご存じですか。
(日耳鼻 ¥ 会員・医療関係の皆さん ¥ Pick Up Contents:Japan Hearing Visionへの取り組み)
(回答数1270)



3.資格

- ① 日本医師会認定産業医の資格をお持ちですか。
(回答数1269)



【産業医の養成研修・講習を修了した医師の数】

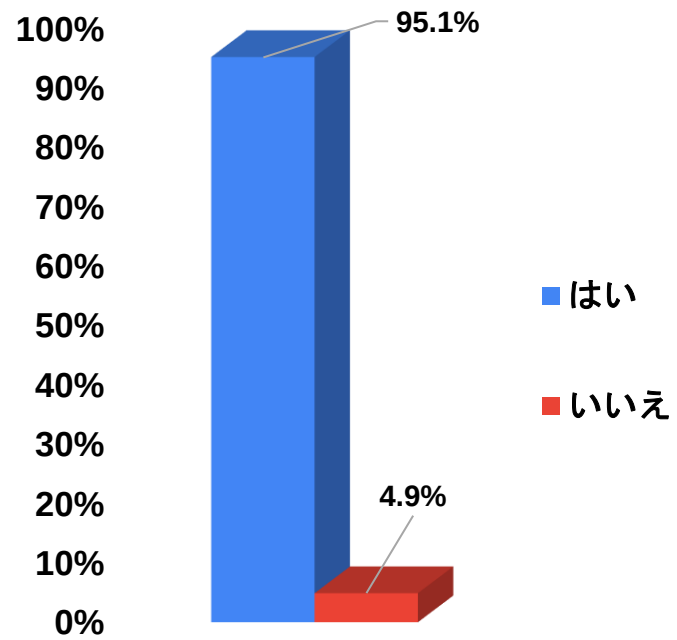
- ・ 現在、産業医の養成研修・講習を修了した医師は約9万人（実働は推計約3万人※）。
- ※（公社）日本医師会産業保健委員会答申（平成28年3月）からの推計。
有効な認定産業医資格を有している者の数 × 産業医活動を行っている認定産業医の割合
- ・ なお、年度ごとに新たに産業医の資格を取得した医師数の推移は以下のとおり（厚生労働省調べ）。

	研修 （日本医師会）	研修 （産業医科大学）	産業医科大学卒業生 （産業医科大学）
平成24年度	1,662	901	94
平成25年度	1,687	630	92
平成26年度	1,691	1,017	98
平成27年度	2,401	996	101

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000164723.pdf（厚労省資料）

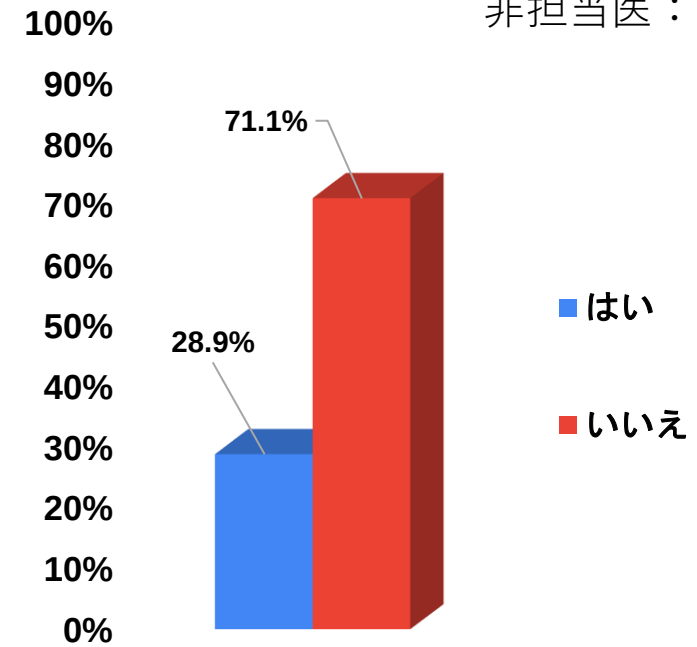
3.資格

② 日耳鼻専門医ですか
(回答数1270)



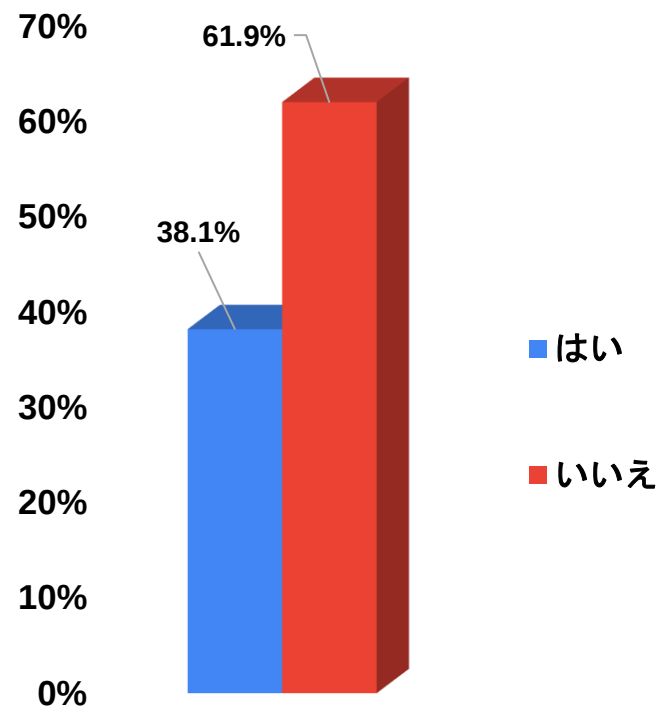
③ 日耳鼻認定騒音性難聴担当医ですか
(回答数1270)

担当医 : 367
(担当医の36.5%が回答)
非担当医 : 903

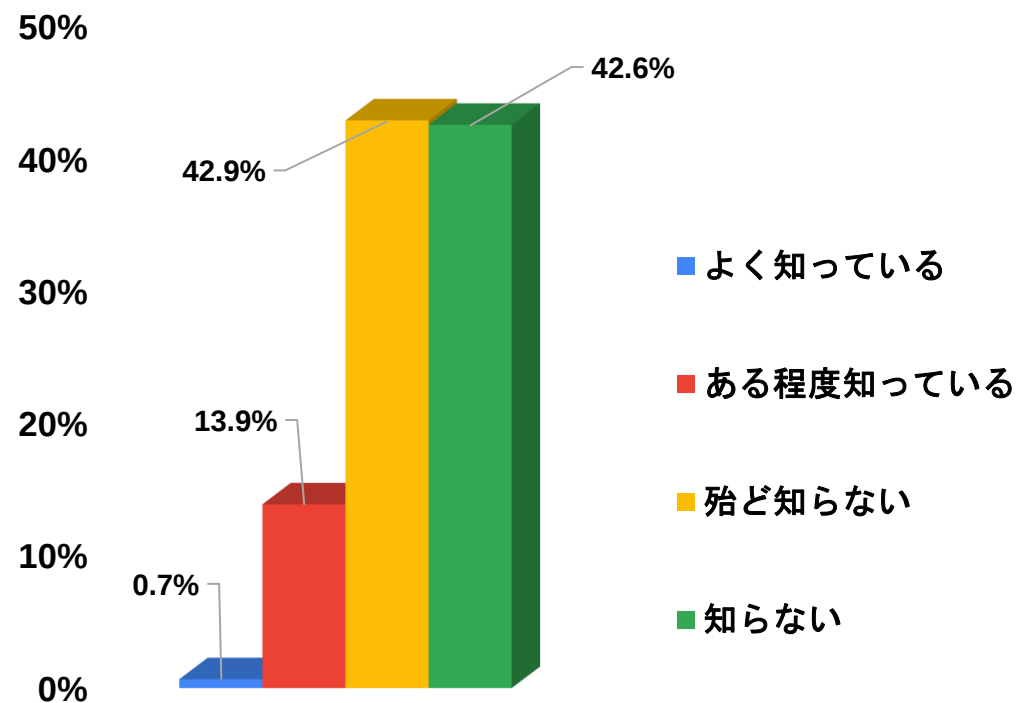


4-1 騒音性難聴担当医でない方への質問

①日耳鼻に騒音性難聴担当医の認定制度があるのを知っていますか。（回答数895）

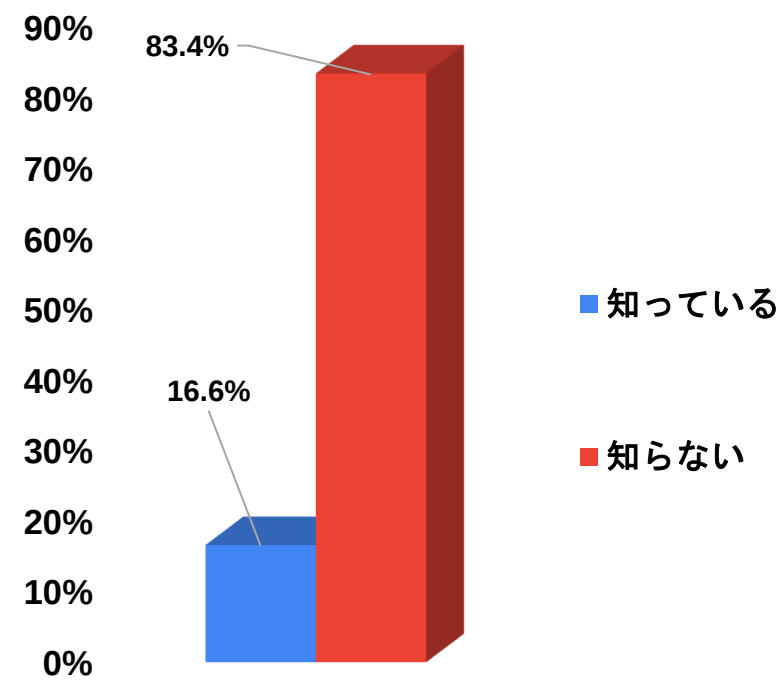


②騒音性難聴担当医の職務内容を知っていますか。（回答数900）

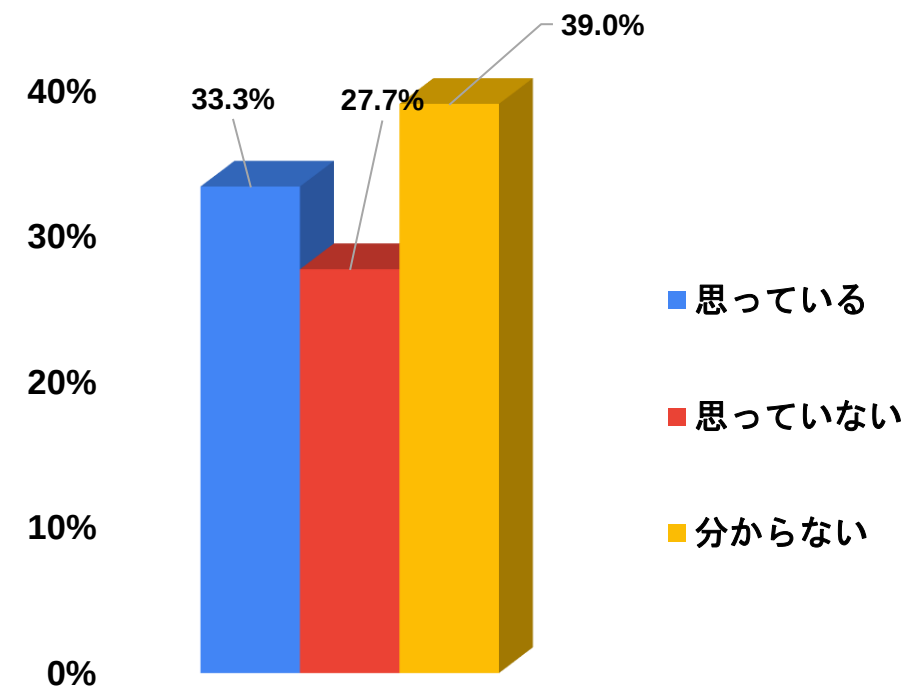


4-1 騒音性難聴担当医でない方への質問

③ 1 年おきに騒音性難聴担当医認定のための講習会が 2 日間に亘って開催されているのを知っていますか。
(回答数898)



④騒音性難聴担当医認定のための講習会に参加したいと思っていますか（回答数900）



4-1 騒音性難聴担当医でない方への質問

⑤騒音性難聴担当医認定のための講習会の定員は40名～60名です。この数について

⑥騒音性難聴担当医は現在約1,000名が認定されています。日耳鼻会員数は約11,000人ですから、会員の約9％が担当医となっています。この数について

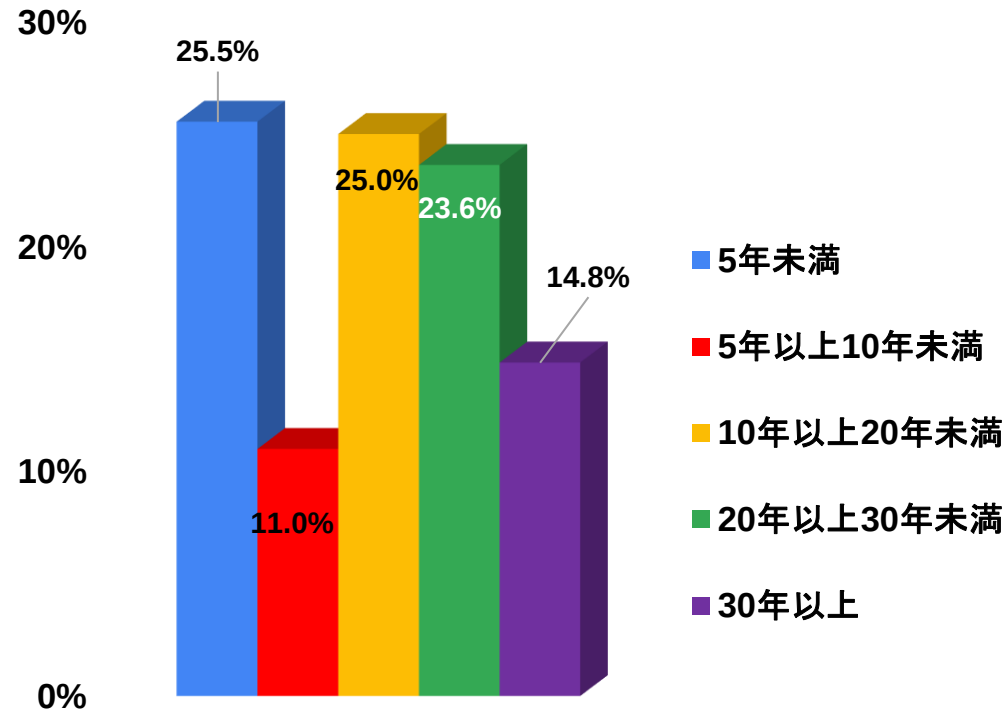
上記2つの回答は担当医の方の回答とまとめて 4-3に記載

⑦騒音性難聴担当医について何かご意見があればお書きください。ご協力ありがとうございました。

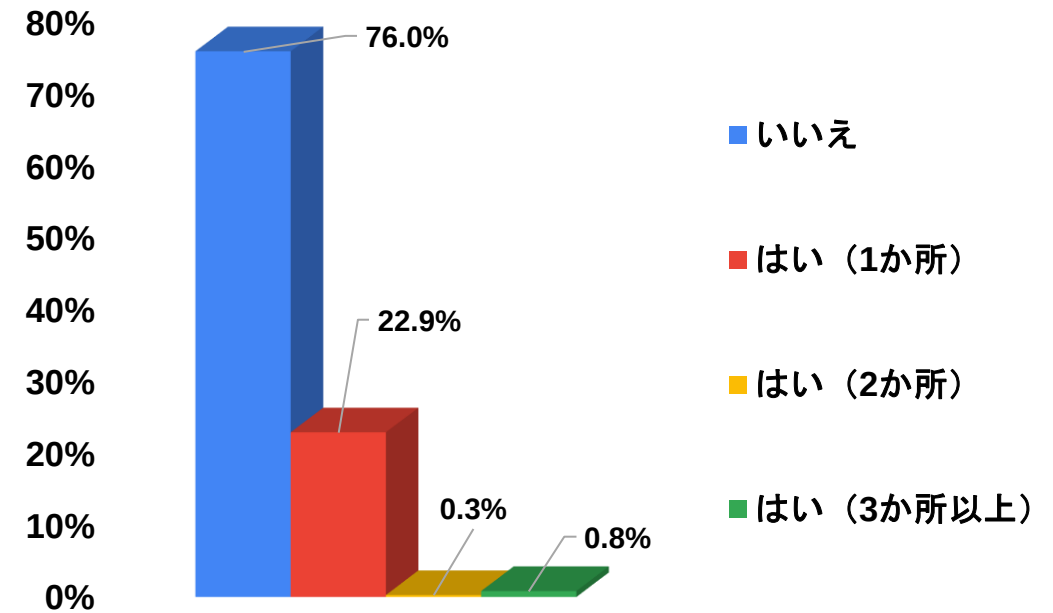
回答はここをクリック

4-2騒音性難聴担当医の方への質問

①騒音性難聴担当医の経験年数
(回答数364)

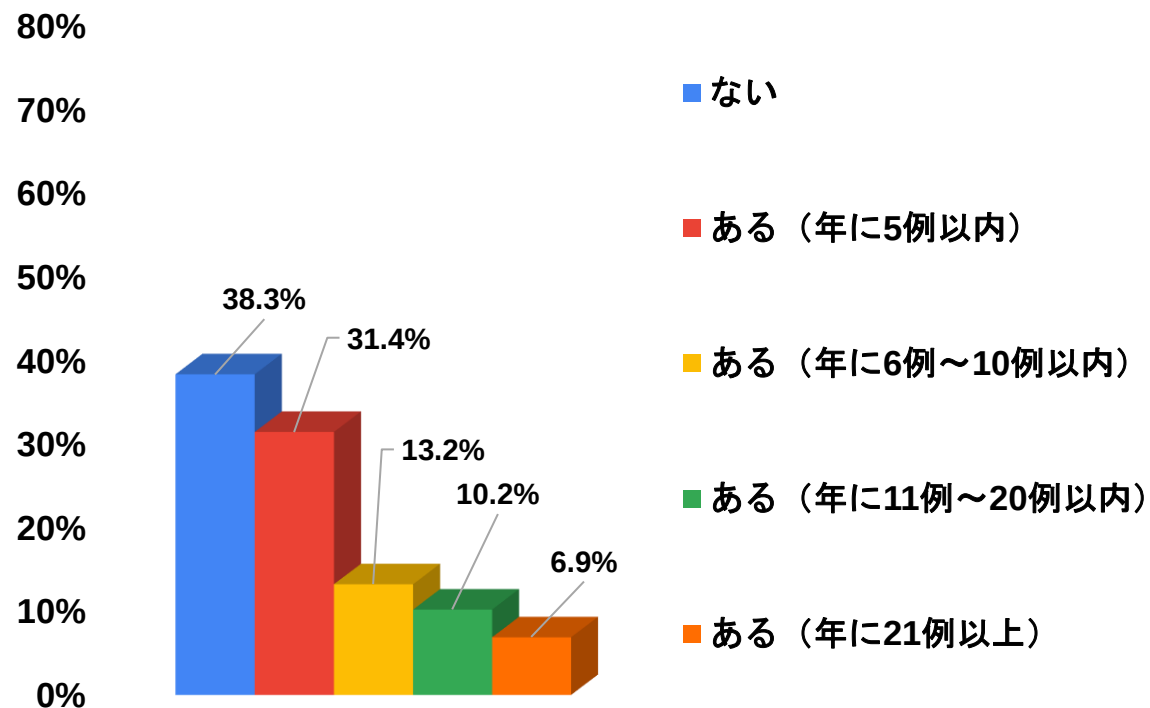


②地域産業保健センターに登録されていますか。
(回答数362)

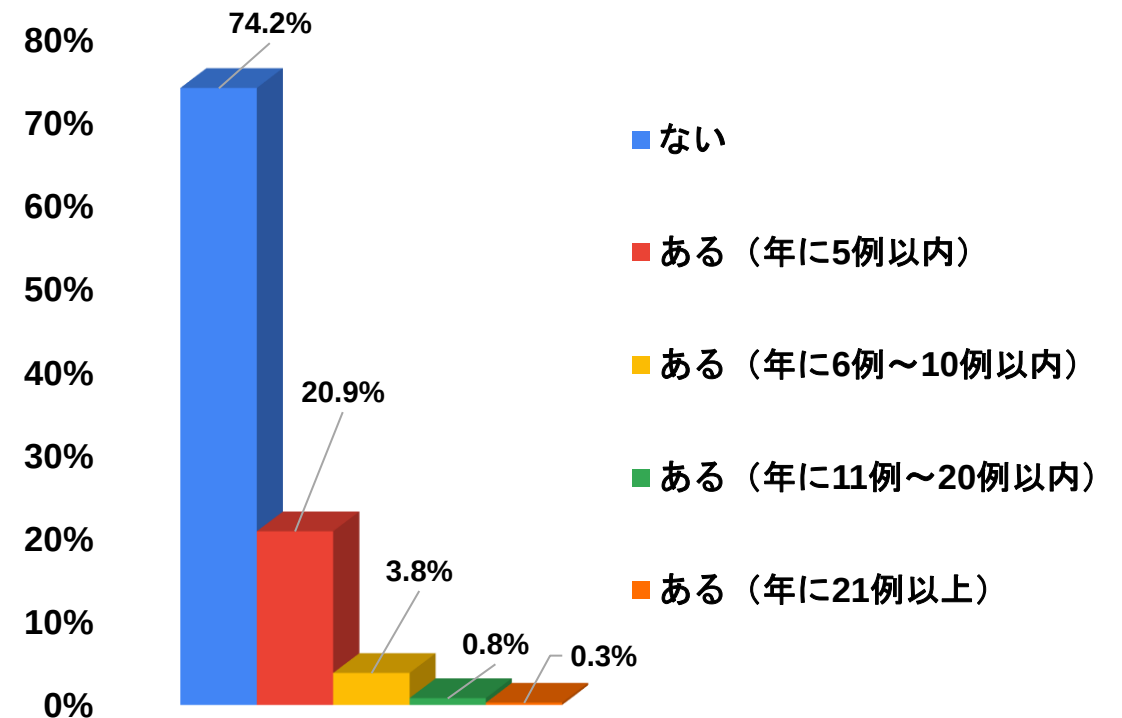


4-2騒音性難聴担当医の方への質問

③一般健康診断（雇い入れ、定期を問わず）で所見ありとなったためあなたの施設を受診した例がありますか。直近2年間についてお答えください。（回答数363）



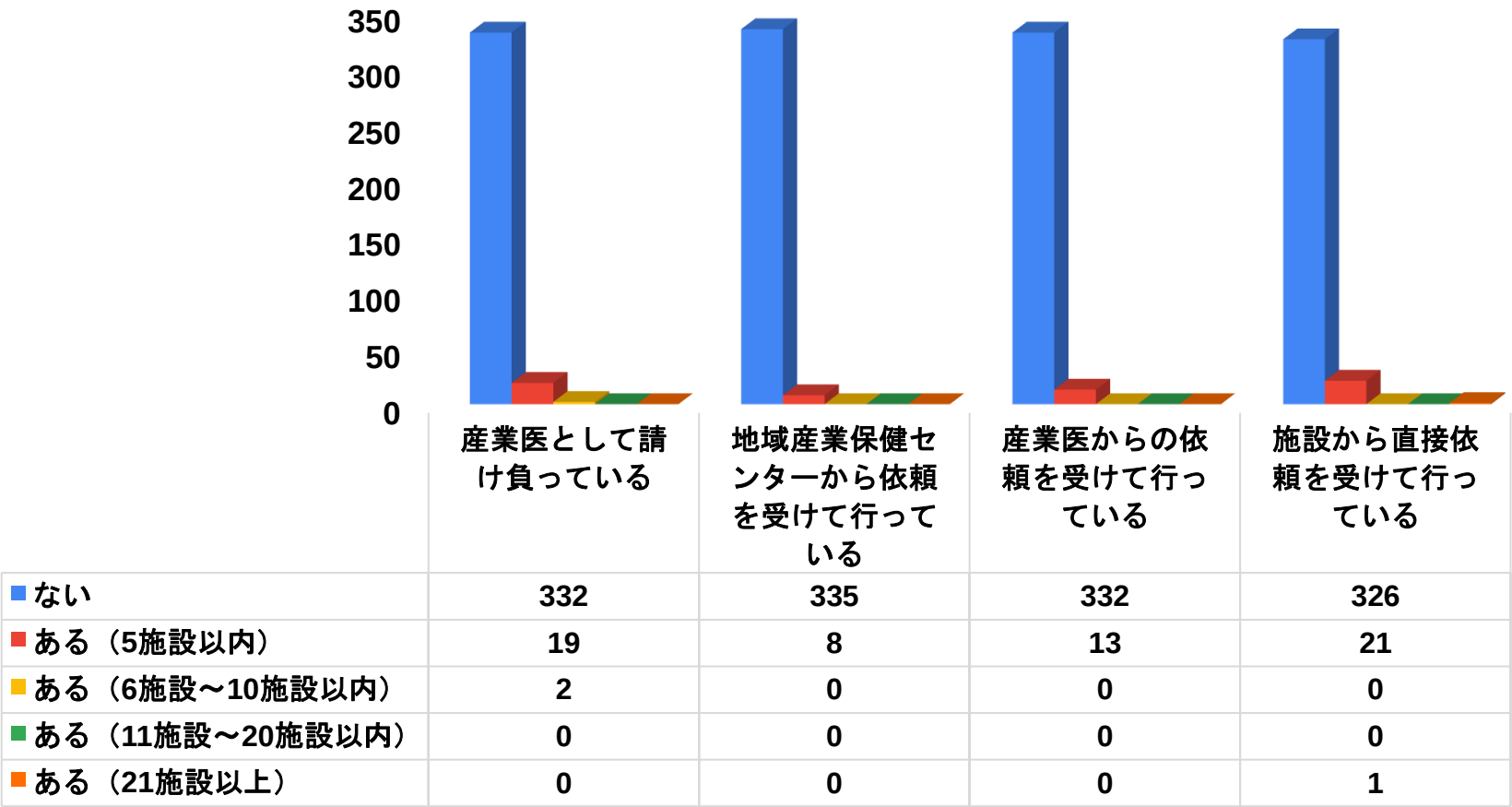
④特殊健康診断（騒音作業に常時従事する労働者を対象）において所見ありとなりあなたの施設を受診した例がありますか。直近2年間についてお答えください。（回答数364）



4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑤騒音作業従事労働者の健康管理を請け負っている契約施設数を教えてください
(契約施設に複数の事業所があっても一つと数えてください)

実数を示しています。

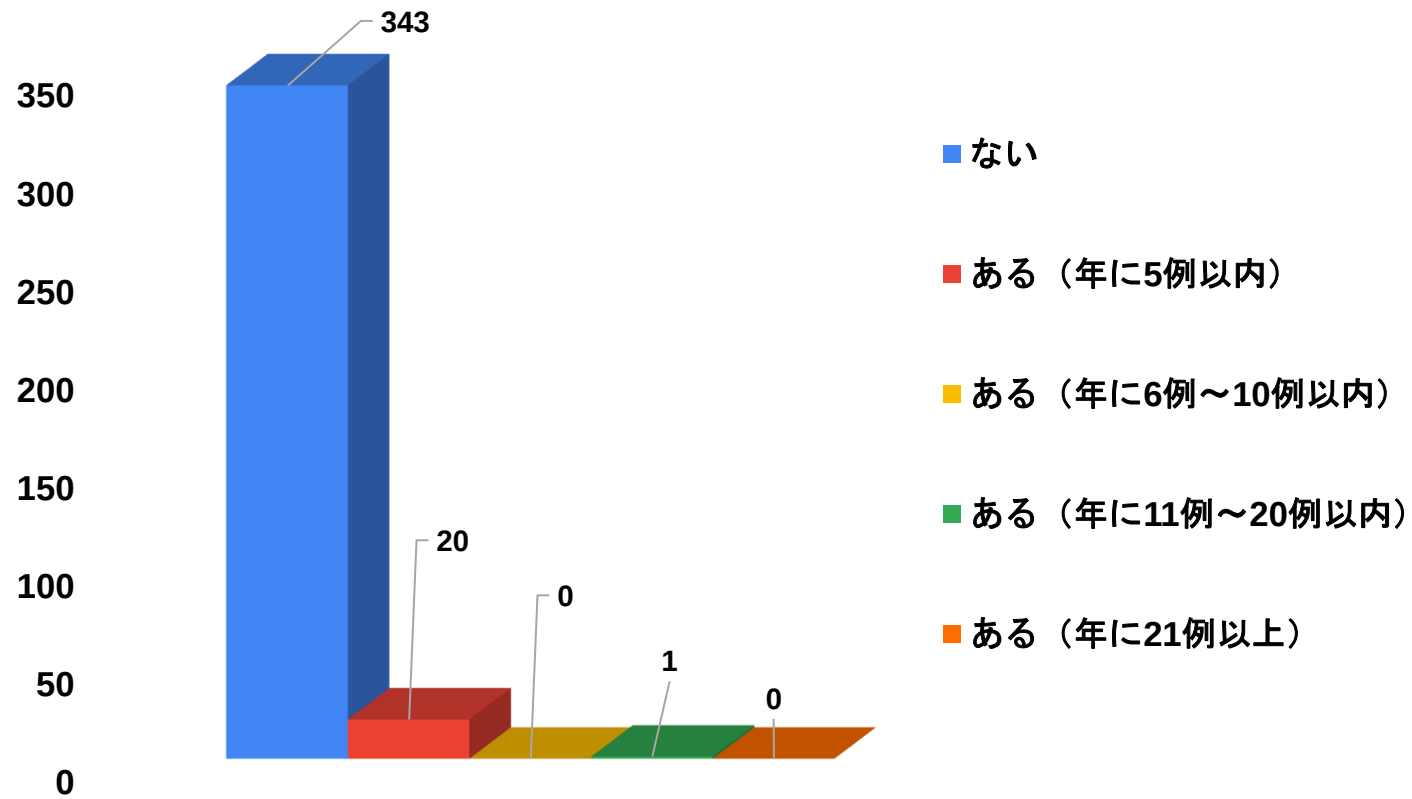


複数の請負を行っ
ている医療機関がある。
請け負っている医療
機関は50件である

4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑥地域保健センターから騒音による聴力障害に関して相談を受けたことがありますか。
直近2年間についてお答えください。

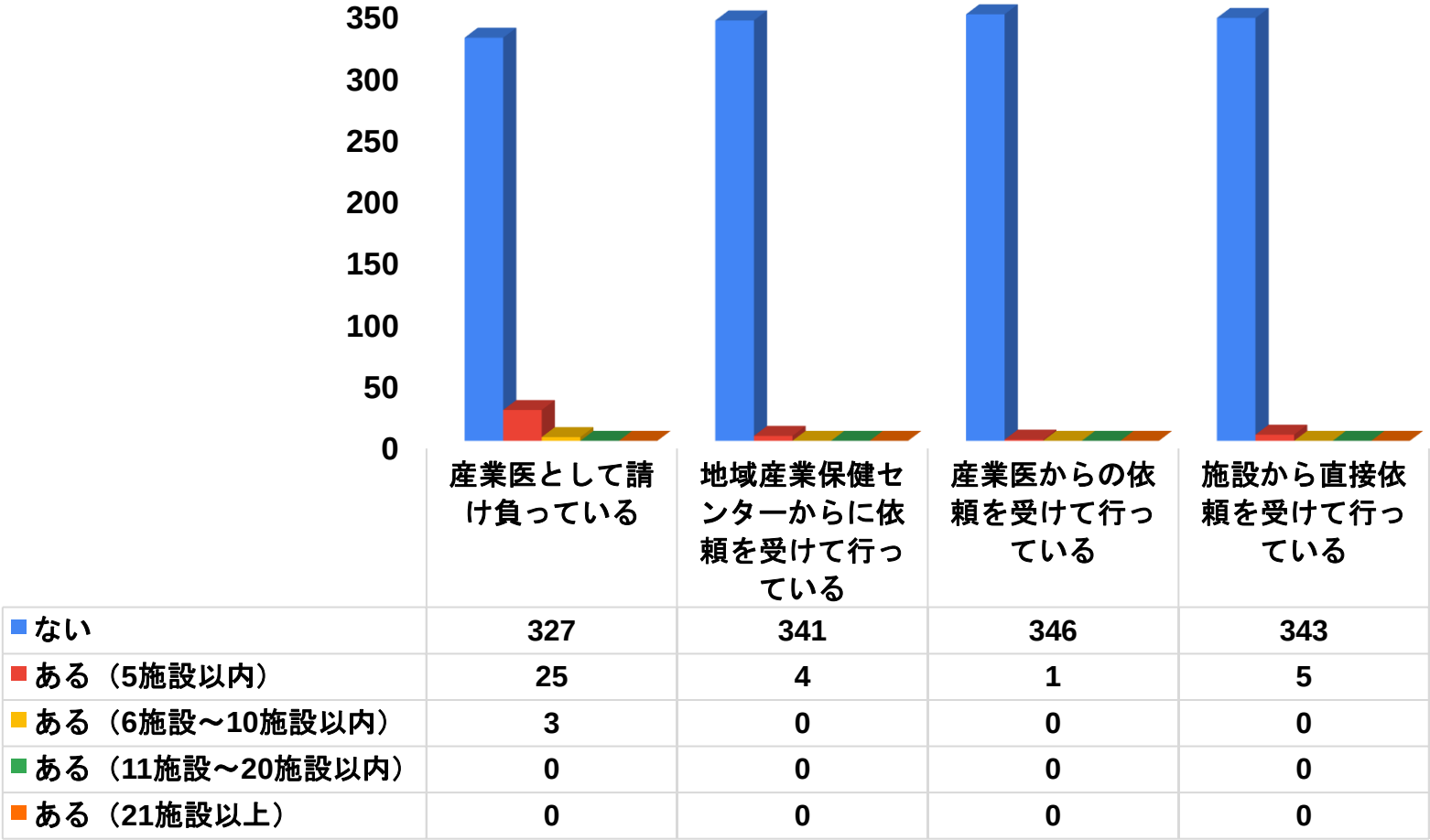
実数を示しています。



4-2騒音性難聴担当医の方への質問

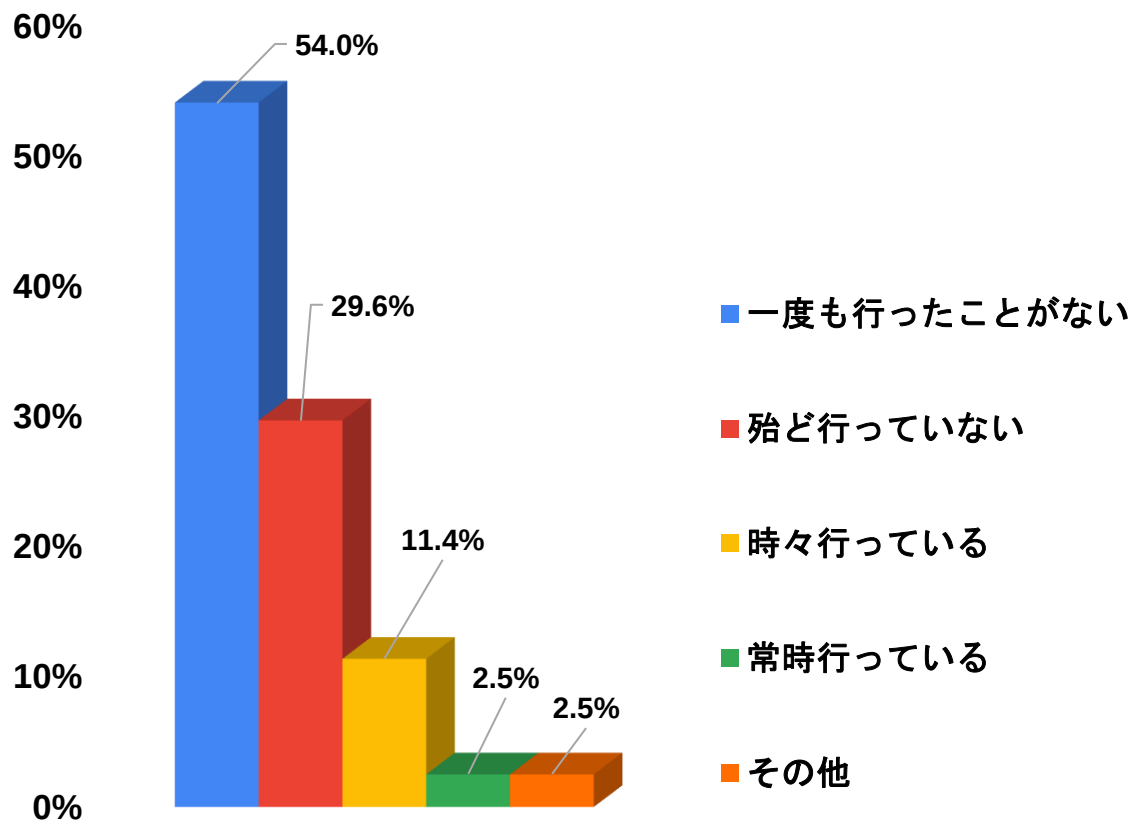
⑦個別訪問を行っている契約施設数（契約施設に複数の事業所があっても一つと数えてください）
を教えてください。

実数を示しています。



4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑧この質問は担当医になられてから今日までの期間でお答えください。騒音性難聴担当医としての業務を（回答数361）



その他の内訳

1回のみ、問い合わせを受けた。

20年前から小児病院勤務となったため騒音性難聴症例を扱わなくなった。5年に1例程度の音響外傷症例がある。

4年前まで時々行っていた。

かなり以前一年くらい依頼されて行った事がある

以前、労災病院勤務時に行っていた

以前行っていた

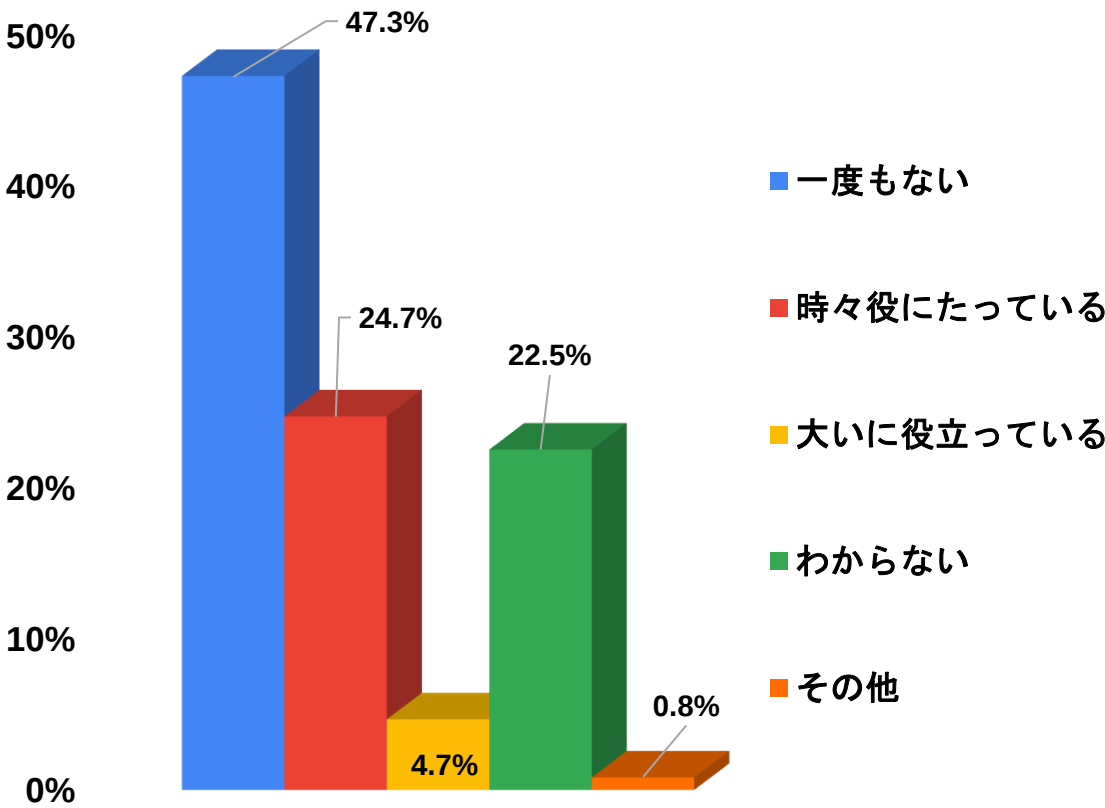
県医師会の要請で産業医向けの講演を数回しただけ

産業医研修会の講師

始めたばかり

4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑨騒音性難聴担当医の資格は役に立っていますか
(回答数364)



その他の内訳

意見を求められた時のためとして役だっている
活用の仕方がわからない
健診で騒音性難聴の方が受診されたとき、知識としては役に立っている。 資格としては役に立ってはいない。

4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑩健康管理上の指導内容について気を付けていることがあれば教えてください。

回答はここをクリック

⑪ 就業上の措置・配慮の決定 について意見を付す際に気を付けていることがあれば教えてください。

回答はここをクリック

4-3 騒音性難聴担当医、非担当医両者への質問

担当医 : 367
非担当医 : 903

①騒音性難聴担当医認定のための講習会の定員は40名～60名です。この数について

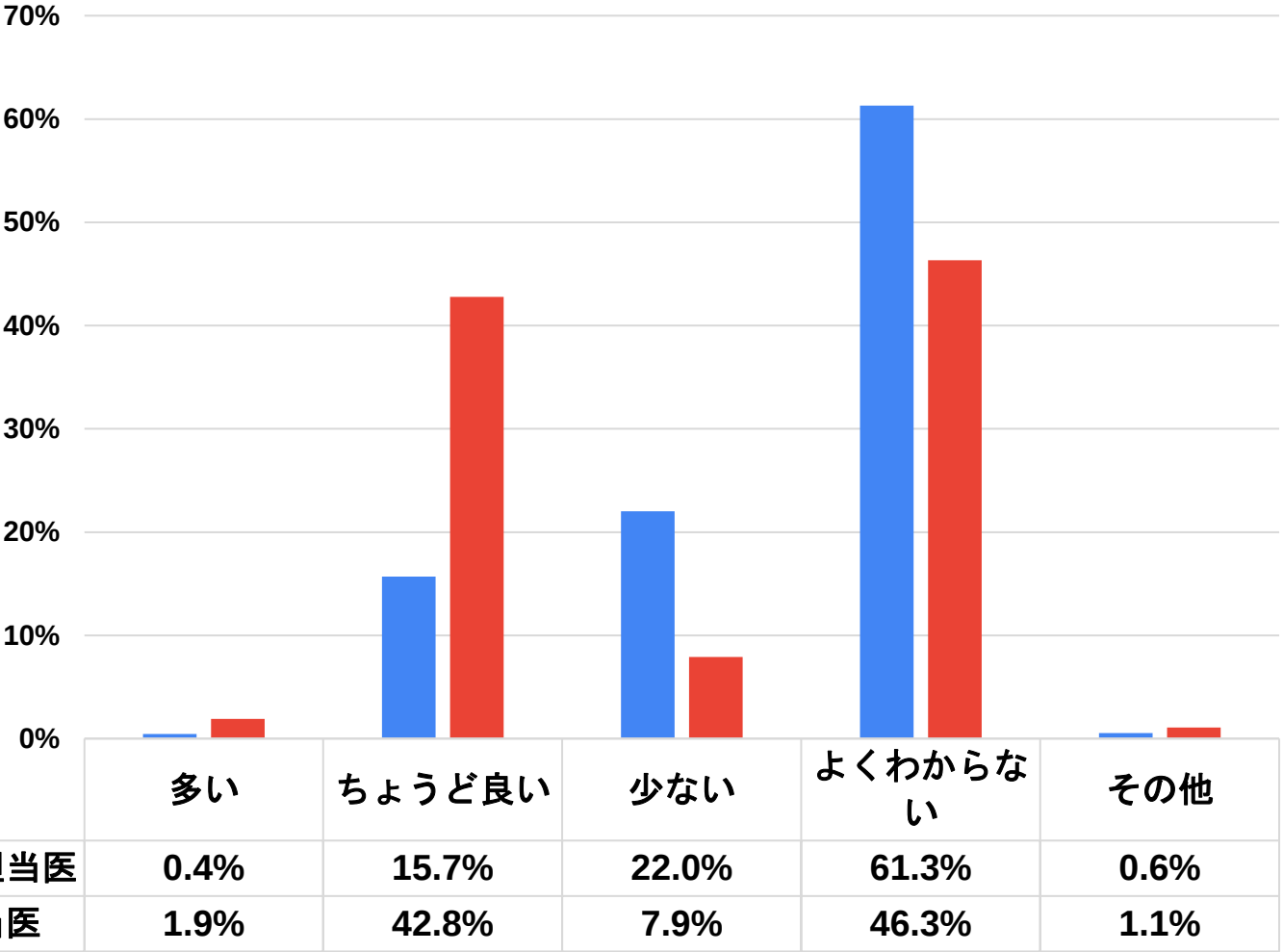
その他の回答

非担当医

イヤホン難聴が社会問題化すると需要>>供給になるかもしれない
オンライン講習を再開してほしいです
過去に参加したことがあります、オンライン講義でもよいのではないかと思います(そうすれば定員は気になくてよくなるのでは)
講習会の内容がわからないので判断が困難
講習内容による

担当医

学会にお任せする
実習では、小人数のグループに分かれておこなう
需要がないので中止を
騒音性難聴担当認定医自体本当にいる資格なのか疑問



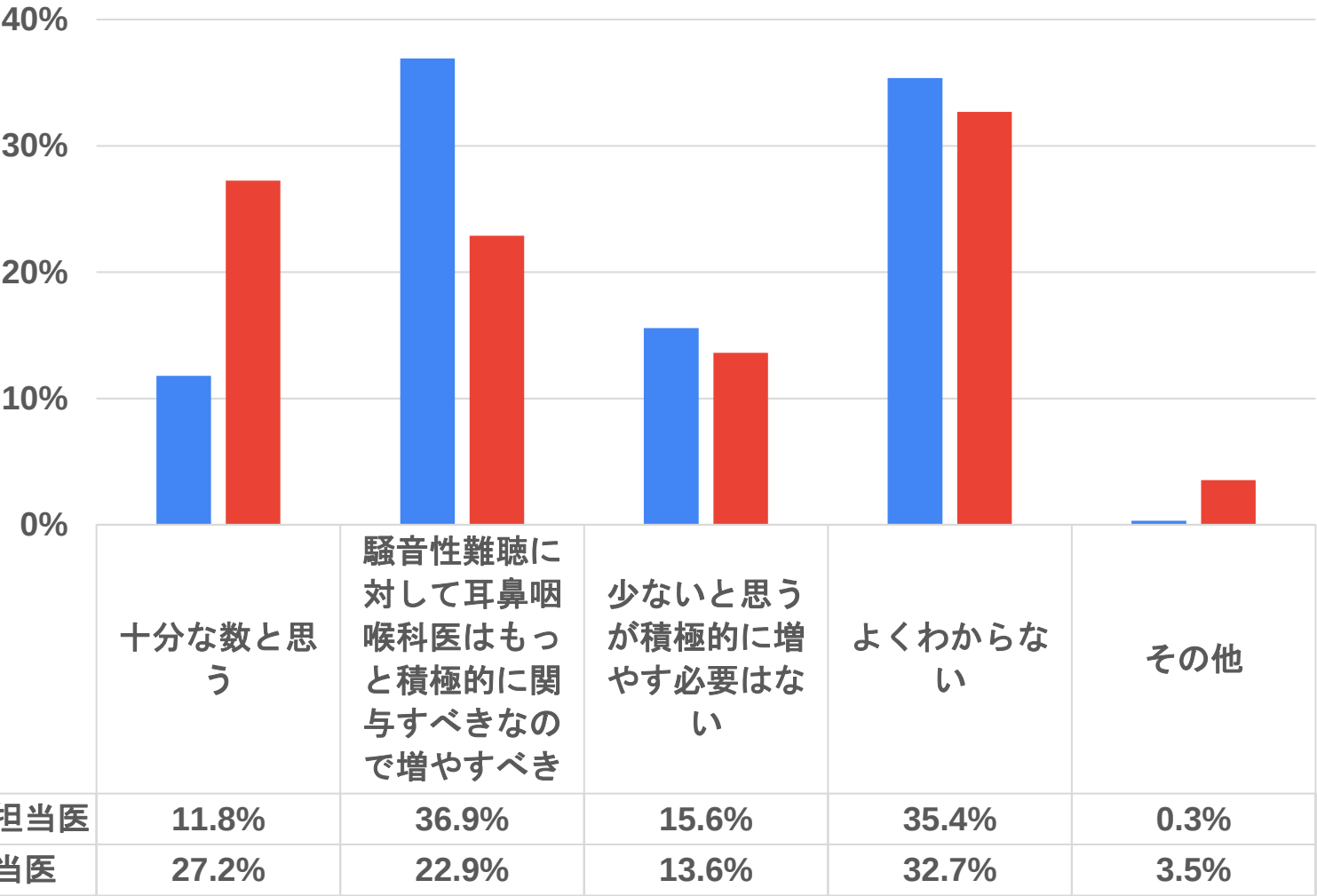
■ 騒音性難聴非担当医
■ 騒音性難聴担当医

4-3 騒音性難聴担当医、非担当医両者への質問

担当医 : 367
非担当医 : 903

②騒音性難聴担当医は現在約1,000名が認定されています。日耳鼻会員数は約11,000人ですから、会員の約 9 %が担当医となっています。この数について

その他の回答



非担当医

- 増やす必要はない
- 分布を考慮しなければ適数かどうかは判断しにくい

担当医

- 「騒音性難聴」とすると産業保健・労災というイメージになってしまうが、音響外傷やヘッドフォン難聴も含んだ担当医という方向に改変できないか。
- このデータでは判断できない。そもそも現時点では騒音性難聴担当医として実働がないので全く意味がないと感じています。
- 学会にお任せする
- 希望車の数を基準に対応すべきと思う
- 現状では十分であるが、将来社会的なニーズが増えれば増やすべき
- 資格自体の存在意義が疑問
- 需要がない
- 騒音性難聴担当医の活動できる情報がないので役に立てることが難しい。人数がいても仕える先生が少ないのではないのでしょうか。
- 担当医としての業務や担当医への相談などをまずふやすべき
- 聴覚医学会会員数との比を指標とすべき。耳鼻科医の全員が聴覚をわかるわけではない。
- 長く騒音性難聴担当医ですが、産業医から騒音性難聴の相談はない
- 偏在している気がする 都会に多い

4-2騒音性難聴担当医の方への質問

⑭ご協力ありがとうございました。何かご意見があればお書きください。

回答はここをクリック

⑦有難うございました。何かご意見があればお書きください。
1月に騒音性難聴担当医の講習会を受ける予定です
2018年に講義を受講しました(当時は日耳鼻専門医なし・産業医資格あり・産業医業務経験なし)。講義内容が工場勤務者の難聴中心だったので、現在の日本では、産業医以外は、日常診療に生かすににくいと感じました。(労災病院での勤務経験はないので労災関係での重要度は存じ上げません) また、実際に産業医として活動しようと思うと、現在の日本では生活習慣病やメンタルヘルスの対応を中心とした活動を求められることが多く、耳鼻科医として産業医活動を行う意義が少ないと感じたため、私自身は産業医更新を見送りました。 現在も私が受講した当時と同じような内容なのであれば、日耳鼻会員に1割弱の専門家がいるのであれば十分なのではないかと感じました。
オンライン受講できるなら、騒音性難聴担当認定を取ってみたい
このアンケート調査でこの制度をしりました。有益な情報提供でした。
この講習会がどの程度人気なのか分かりませんが、講習会の定員はもう少し多めにして間口を増やしても良い様な気がします。会場を押さえるのに支障があれば、オンラインでも受講出来る様にすると良いと思います。補聴器認定医の講習会も人数制限のせいで参加出来ないことがありました。2年に一度しか開催されないのであれば、勉強したい人が全員受講できると良いと思いました。
この資格があるメリットは何がありますか？また、2年に1回の更新が必要なのはなぜでしょうか。
この資格を持っていることのメリットは何ですか？この資格を取ることの必要性が理解できていないので、もう少し積極的に資格を持つことの意義をアピールすべきかと思います。
そういう資格があることをもっと早くに知りたかった。
わざわざ耳鼻科でやらなくて産業医にやらせればよいと思う。
わたしは難聴を専門としていますが、騒音性難聴というと現場にSPLメーターを持って行ってというイメージです。
以前は締め切られていて参加できませんでした。人数を増やしてほしいです。
意見ではないのですが、平成5年8月資格を取得後、更新の必要性ある事をこの度初めて知りました。大昔の話です。
開業医にとってどの程度のメリットがあるか知りたい
開業医は平日や土曜日の研修会は参加難しいと思います
学会の執行部役員になると自分の力で新しい規則を作って、自分の業績だと誇示したがる人物がいる。日耳鼻は役所ではない。まず組織の無駄を整理して頂きたい。各種認定医を増やすのはできるだけ避けるべきである。
感音難聴に興味のない耳鼻科医がとて多いと感じる
関心はあるが耳鼻科の一般開業医は産業医の資格がとりにくい状況があり、意見を求められる程度しか関与できない
興味はあるが、具体的な職務内容や、産業医との違いなど、情報が少ない。
業務内容、所要時間、報酬等について の情報についても セットで情報提供していただくとありがたいです。
元上司が開業される際に取得しておられたので知っている程度です。
講習会に参加して、騒音性難聴担当医の資格を取得したいのですが、講習会が平日に東京で開催されるため、参加ができません。コロナ禍での開催時のように、web開催の復活をご検討頂けますと幸いです。
講習会の回数と定員と案内を増やしてください。
今回のアンケートで認定制度を知りました
最近の新しい取り組みは全て先ず専門医資格有りがきなので、専門医資格を有さない自分にとってには取り組む意欲に繋がらない
指定医講習会が申し込み期間より前に定員に達してしまい、申し込むことができませんでした。毎年開催やオンラインなど、定員拡充を希望します。
私も機会があれば担当医に認定されたいと思います。
資格制度ばかり増やすことに反対します。専門医のみで十分と考えます。 何故このような制度を新たに設けなければいけないのか、はなはだ疑問です。 日耳鼻専門医、補聴器相談医、めまい相談医、身体障害認定医、講習会参加が必須の制度ばかり増えて正直うんざりです。いいかげんにしてくれ。
耳鼻科医にとって産業医の職務は専門外のことでばかりで敷居が高い。一般の産業医に対し、騒音対策の専門家として有償で協力するような仕組み作りが必要だと思う。
耳鼻科専門医でなくても産業医の資格があれば騒音性難聴担当医の資格を修得させればもっと担当医の数が増えると思いますが。
若い方のインカム難聴予防をもっと広げたいです
申し込み方法をお知らせ願いたいです。当院、1人部科長にて遠方は行けません。
専門医の資格は必要なく、講習を受けた耳鼻咽喉科医に与えればいいと思う

騒音性難聴というのは職業上のほか、いわゆるスマホ難聴も含むのでしょうか
騒音性難聴担当医ではありませんが、騒音性難聴の患者は普通に来院され治療しています。担当医として、何か特殊な知識や治療法があるのでしょうか。
騒音性難聴担当医の職務内容は少なくなく、通常診療の合間に対応するとなると、複数の事業所を担当するのは困難。産業医専門耳鼻科医が専門的に対応するなど、わかりやすく部署を決めるのがよいと考える。
騒音担当医は具体的にどのような仕事があるのでしょうか？
担当医や認定医はしっかりした枠組みであれば若手のモチベーションのためにも有用です。
知れなかったので講習会に参加できれば参加します
地方の小規模病院の勤務医が2日間病院を空けるのは中々困難。WEB講習などは可能でしょうか？
聴覚処理障害や聞き取り困難症も「環境がうるさいから」生じる現象であると考え、耳鼻咽喉科医が社会騒音（いたるところにテレビが置いてあること、バックグラウンドミュージックが常に鳴っているところが多いこと他）の軽減にもっと関心を持ってもいいのでは？と考える今日この頃です。
田舎の診療所勤務だと2日連続の講習会に参加しにくい。複数回に分けて日曜日だけ開催で、複数年かかってでもすべて受講すれば資格取得出来るような講習会も考えて欲しい。
当地区はトラクター難聴の方が多く、活用できると思います。
日耳鼻専門医、補聴器相談医、気管食道認定医、アレルギー専門医、これを維持するのにどれだけの労力があると思われますか？新たな産業医や騒音難聴医の資格を取り、維持する自信がありません
勉強のために講習会は参加したいと思いますが、2年に1回しかないため、なかなか行けずにいます。また産業医のような更新制度があるのですか。またその場合費用がかかりますか。
本件で騒音性難聴担当医のアピールを聞いたことがない
毎日診療していますが、騒音性難聴で困っている人に会わないです。若者もたくさん来ますがヘッドフォン難聴はわが町では皆無に近い。イヤフォンで大音量で聞くという文化がないのかも、都会の情報との乖離が大きいです。コンサートでの急性感音難聴は来るので、自発的騒音暴露が少ないのかもと感じています。
毎年認定の講習会開催してほしいです。
有効な治療法があれば積極的に参加します。

元に戻る

⑩健康管理上の指導内容について気を付けていることがあれば教えてください。
イヤホンを含め、長時間大きな音量を耳に入れない。
イヤホンを長時間使い続けないこと。
プライバシーの保護
プライベートでの音の負荷について
ヘッドホン、イヤホンの使用時間、音量について
ヘッドホン・イヤホン難聴を説明し、必要以上に音量を大きくしないように説明している
ヘッドホン装用について注意
まだしたことがありません。
メンタルケア問題が多い
わかりやすく説明すること
患者さんの目線で説明をするようにしている。
感音難聴症例で騒音職場に従事している症例に一般的耳の保護や環境設備の確認を指示
規程の耳栓を使用して仕事に従事するよう指導している
狭くて大音響のライブハウスを避けること、城郭のイベントなどで行われる火縄銃や空砲から離れてみる
最近是指導を依頼されることがありません。
作業環境及び聴覚保護具使用状況の確認
指定されている騒音職場以外の騒音環境下の勤務では防護具の使用を呼びかけている
指導はしたことがない
指導機会がない
資格を持っていても指導することは一度もありませんでした
耳栓の使用の意義、騒音性難聴の進行の仕方、一次健診での1K,4KH z の聴力の判定の意味、日常での聴覚の保護、禁煙、急性症状を自覚したときの受診
耳栓やイヤーマフをする、定期的な聴力検査をするようアドバイス
耳栓をつける様に指導するが、ランニングコストが高く無理
耳鼻咽喉科一般診療において、騒音暴露状況をしっかり問診する様にしている。
自覚管理、喫煙
就業時の耳栓装着
遵守できるように条件を相談して決める。
小規模企業が多いため、企業主と当該患者（労働者）との関係が、必ずしも大企業の様にはいかない（指導がしづらい）
職場での騒音環境の状況だけでなく、個人の状況（イヤホーンで音楽を聴いている）の把握や家族・血縁者内での難聴者の有無（遺伝的要素）の把握
職場環境、生活習慣をした上で指導
職場環境毎に対策を考える事。
食事のバランス、運動、禁煙、飲酒
全身疾患の有無

騒音＋であれば耳栓励行
騒音カット用の耳栓の装着
騒音から耳を守るということを対象者に理解してもらえよう可能な限り噛み砕いて説明すること を心がけている。
騒音は、難聴以外にも精神的、肉体的に影響がある。
騒音レベルの推定に基づいて遮音方法の検討や指導 休養の取り方など
騒音下での勤務時の耳栓使用、イヤホン装用や大きな音を長時間聞くのを制限するなど指導する ことが多いです
騒音下での作業における耳の防音処置の確行
騒音下での仕事では耳栓を必ずしてもらう。
騒音下での耳栓の装用です。
騒音下では耳栓をするようにしどうしている
騒音下では必ず耳栓をすること
騒音環境で従事する際は、耳の保護と定期的聴覚健診を受けることを説明している
騒音環境の有無を確認して必要なときは防護の指導するようにしている。
騒音環境下での学校や会社の対策。特にイヤフォンを介しての。
騒音軽減対策、聴力フォローアップ
騒音作業に入る前に、JIS規格の耳栓をしてイヤーマフをつけること。
騒音作業下での耳栓の着用について
騒音作業歴のある方には、6000Hzの測定もしている
騒音職場での耳栓・イヤーマフの着用や長時間イヤホンで音楽を聴かないように指導。
騒音職場で働く方で産業医がの管理下でない人には注意を促し定期的聴力検査を勧めている
騒音職場の会社で直接講演したことがあります
騒音性難聴の発症を早期に把握すること、精密聴力検査を2～3年に一回は実施すること
騒音性難聴は定期検診要す、耳栓の着用などの旨説明
騒音対策
騒音対策を行っていない方への通常診療中の呼びかけ
騒音防護具の使用の励行。音楽鑑賞でヘッドフォン、イヤフォンを長時間装用しない、そのまま 眠らない。
聴覚保護の実施
聴覚保護具の装用
聴覚保護具の着用
長時間の騒音暴露を避けるように指導
定期的検査の必要性
難聴のリスクと聴覚保護について指導している
疲れ、ストレス、睡眠不足

文面の指導だけでなく面談で指導したいが、事業所の要求もあり（事業所内で時間をとりすぎてはならないので）文章では丁寧に、面談では分かり易く手短に努めている。
保護具の使用状況
保護具使用の徹底
暴露時間の短縮、防護具など
防音対策、防音装具の装着
目下活動をしていないので、特にない。
問診での口頭指示など
予防
予防に重点を置くよう重ねて説明している

元に戻る

⑪ 就業上の措置・配慮の決定 について意見を付す際に気を付けていることがあれば教えてください。
会社で騒音の程度を部署別に把握しているか。その場所での勤務状況について。
患者本人の希望
環境の確認
肝機能異常、肺の異常陰影、便潜血反応など癌が疑われる所見について
機会がない
作業環境の把握
資格を持っていても一度も業務しておりません
事業所の規模やイヤマフ着用の指示がある業務か本人に簡単に確認
事業所及び労働者本人の意向
事業所内の配置転換等
耳栓、会社の意識
耳栓やイヤーマフをする、騒音による難聴をきたしやすい方には騒音環境をさけるように 配置換えを依頼するなど
耳栓をつけると作業中に聞こえないと言われるので難しい
耳栓使用の指導
耳鳴検査も必要ではないか？4
社員と会社との関係が悪化しないように気をつける
就業時に騒音からの曝露を最低限にできるよう、部署内の周囲に理解され配慮や支援を受けられるよう、本人の希望や意欲にできるだけ沿えるよう等
就業状態の正確な把握
就業内容
上記の通り、意見を求められることはありません。
職場の安全管理者にも情報を共有して頂く。
生命予後に影響の無い項目の異常は、要療養（管理C）は付けない、生活権は奪ってはならない。配置転換（管理B相当）も危険手当等の収入に関わるので気を付ける。但し遠慮してはならない。
騒音カット用の耳栓の装着
騒音についての措置配慮事例が殆どない
騒音による難聴、健康障害について、教育する。
騒音の受容性は一人一人違う。
騒音以外の難聴要因も含めて総合的に判断すること
騒音下での仕事では耳栓を必ずしてもらう。
騒音下での就業の際の環境・就業指導など
騒音環境などの騒音環境の管理だけでなく、聴覚情報処理障害（APD）なども含めた聴覚障害者が働きやすい環境（例えば、会議において、聴覚情報だけでなく、視覚情報も加えておこなう）整備などの配慮がなされているか？
騒音軽減対策、聴力フォローアップ

騒音作業下での耳栓の着用について
退職ではなく配置転換を勧める
大きな音を長時間聞いているならば受診してください。
聴力の今後の推移の説明
難聴による就業変更等の措置の配慮と本人の現状のスキル継続の希望の差異がある時
難聴のある子供には音楽業界には進まない方が良いと進めている
難聴の進行
日常生活での苦痛の評価、聴力検査や内耳機能検査をもとに客観的な意見を作成すること
部署の移動
防護具使用による会話聴取の低下についての配慮
本人のみならず、事業者の立場も尊重する
本人の意思を確認すること。
労働環境などの問診やそれへの意見は述べるようにしている
労働者との十分な話し合い

[元に戻る](#)

⑭ご協力ありがとうございました。何かご意見があればお書きください。
資格を取得しているものの利用価値がないので、学会として騒音性聴覚障害の啓蒙を行い、騒音難聴担当医の活動出来る職域・領域を広げて頂けると嬉しい。 実際には社会からは必要とされていると思われるが、その様な資格があること自体知られていないし、その活動内容については社会に全く知られていない。また、資格保持者自体も活動実態がほとんどないと思われる。 丁度厚労省よりガイドラインの見直し方針も出ていて、良い機会と思われますので、騒音職場の管理に騒音性難聴担当医が関与・監修しなくてはならない（又はすべき）という様な文言を労働安全衛生規則等に盛り込む様に活動なされる、、など、、というのは如何でしょうか？
あまり意味のない資格の一つ
オンラインでの継続的な教育が必要だと思う。
こういった形のアンケートは非常に答えやすいので、紙のアンケートの郵送は廃止してこちらを普及させるべきだと思います。
このような企画を立てていただきありがとうございます。耳鼻咽喉科医として騒音と難聴の関連を深く知っておくことは大切ですので、若い先生には積極的に資格取得を勧めたいと思います。ただし、かつてずっと宙ぶらりんの資格だった騒音性難聴担当医が、曲がりなりにも産業医からコンサルトを受けると位置づけとなったと報告を受けたのが平成13年度の全国委員長会議でした。もう20年以上がたちます。少しは期待しましたが、やはり少々無理筋な解決策でした。結局その後も状況は全く変わらずコンサルトが来ることもないまま時が過ぎていきます。要は騒音性難聴担当医だけでは活用の需要がないのです。難聴に特化した資格ということであれば、産業界に限らず、若者のスマホ難聴などまで視野に入れて活躍の場を広げていくのはどうでしょうか。健診で6 kHzをチェックしてあやしそうな人を引っかけていくようなことができれば、もう少し需要が出てくるかもしれないなどと考えます。
これまでは産業医と騒音性難聴担当医を兼ねることを推奨してこなかったが、今後はかねる方法性を打ち出したうえで、産業医への講習等も積極手に行うべき。また、産業医のいない（不要）の50人未満の企業に対して（そこが騒音性難聴、音響障害の発生場所となっていることが多いため）も積極的に関与できるよう行政（厚生労働省労働基準局労働衛生課）への働きかけを継続してほしい。
安易に使える作業中も会話を拾えるもののアイデアがり開発したいが、どこに相談して良いのかわかりません。
何年か前にも騒音性難聴担当医の活動に関するアンケートがあったが、状況は変わっていない。
業務に従事することがなかったので、一部の担当医に負担がかかっているものと想像される。業務の受注状況、報酬体系について開示頂き、参考にしたい。
勤務先と登録地方部会が異なるためか 資格は活躍する機会を与えない状況です。
啓発が十分でないように感じます
現実の労働環境に入っていくので、最低限の知識は必要でありその為には日医認定産業医資格というよりその為の知識は身を守る為にも必須と考える。 日耳鼻認定騒音性難聴担当医として事業所へ出向いたが、労使紛争に巻き込まれ嫌な思いをしたと言う声も有り、法律関係の知識の講習も必要と考える。
今回のように騒音性難聴医の存在と意義を広報する活動を継続して行ってほしい

今回の騒音障害防止のためのガイドライン改正や2018年にWHOの緊急ファクトシートなどがあっても、地方で開業している耳鼻咽喉科医にとっては、・・・・。騒音性難聴担当医だけでなく、耳鼻咽喉科医が活躍できるシステム構築が大切ではないでしょうか？
今回の騒音性難聴の改訂に際して、日耳鼻学会から講習の機会や冊子などを頂けたことは大変有り難く、今後とも定期的に知識のアップデートの機会があると嬉しいです。
今後も騒音性難聴担当医リフレッシュ講習会を続けてください。
産業・環境保健委員会地方部会委員長はもっと活動してほしい。 令和6年1月27日の全国委員長会議で石川県地方部会の活動報告を行います。 石川県委員長上出文博 kamide@ishikawa.med.or.jp 石川産業保健総合支援センター相談員
産業医でない場合の騒音性難聴担当医としての活躍の場はありますか？
産業医としての資格でないので中途半端な印象があります。 講習会自体は他にはないものですので大変意味があるかと考えます
産業医と騒音性担当医の連携がとれる、または取りやすい環境整備も必要だと考える。
私の地域では産業医でないと地域産業保健センターには登録されないことになっており、資格があってもほとんど役に立っていないのが現状である。
資格を取ってもそれを生かす場がないと感じます。
資格を取得したが、有効に活用できる方法があれば、知りたいです。
資格を有効に使うために、実臨床医と検診医とで役割が全く異なると思います。実臨床医がどのようにこの資格を使っていくのか具体的な活動方法等示していただけますと助かります。
騒音に関連する難聴の疫学的インパクトは大きいと思います。もっと取り上げられてしかるべきだと思います。
騒音障害に関する安全衛生指導は嘱託産業医契約をとっている耳鼻咽喉科専門医が担うべきである。単に騒音性難聴担当医のみを保有していても社会では何の信用も評価もないことを学会としても認識すべきである。
騒音性難聴医の存在って企業に知られているもんなんですかね。あと自衛隊とか。
騒音性難聴担当医が地域産業保健センターでもっと活用されるよう、日耳鼻から働きかけるべき
騒音性難聴担当医の資格は産業医に比べメリットがほとんどない
騒音性難聴担当医は、日耳鼻産業医の認定を必須とすべきと考える
騒音性難聴担当医を持ってもなにか自分の業務の幅に繋がらないのが現状。この資格をどうしていきたいか耳鼻咽喉科頭頸部外科学会としてもっと会員に周知すべき。 補聴器相談医についてもそうだが、仕事が増えて収益やステータスに繋がらない現状では、若い先生は取得しないだろう。専門医の更新のさいに単位が少なくてすむとか、メリットがないと若い先生は積極的に取得しないと思う。 産業医の講習会でではいるが騒音性難聴担当医との連携のはなしなどは一度も聞いたことがないのが現状です。ここらへんも改善の余地があると思います。
担当医としての登録が旧姓のままですっかり忘れていました。先日氏名変更の手続きをしました。
地域差かも知れませんが、産業保健センターからの要請、必要性を感じません。
冬の繁忙期に開業医が3日も休むことは非現実的。増やしたいならヒマな夏に開催するか、オンラインで各コマを一定期間内に簡易テスト付でオンライン受講後、ある日に試験を何らかで行うなどで良いのでは。このオンライン講習が担当医ももう一度診れるようにすべき。要するに今の仕組みはどなたかが担当医を増やしたくないということかな？

特に依頼されることもないが、ブラッシュアップはしたいので、騒音性難聴の予防だけではなく、難聴を職場でサポートする周辺機器の利用などの実際の様子を情報発信してほしい。内容はぜひ一般にも共有してほしい。
特殊健診の基準に変更があったり、新しい知見の周知が必要な場合、既に資格を取っている担当医にも教育の場を設けるか、そのために講習会を受講することを促して欲しい。
内科産業医から貴院は騒音性難聴担当医だから貴院で騒音性難聴の認定をしてほしいとの連絡がありますが、できないと断っています。 認定は県内の大学病院で諸検査をしてもらってから認定して頂いて下さいと説明しています。内科や患者からの騒音の相談には応じますが一般の診療所での認定は困難であると日耳鼻から発進していただけるとありがたいです。労働局との騒音性難聴の裁判にでもなったら、一般開業医では太刀打ちできません。
日医産業医でなければ騒音性難聴医としての活躍の機会がない。
復習や記憶喚起のためにも、講習会をオンデマンドで聴講できるといい
労働安全衛生法で保護されない自営業者、一人親方、自衛官なども網羅するような施策が求められていると思う。当院では自衛官の音響外傷が最多です。特に自衛官は転職率が高いので、その後の職場での配慮も必要となる場面が多いです。 労働者に限らず、国民全般に亘る難聴予防を期待します

[元に戻る](#)